

山梨市狭あい道路拡幅整備事業に伴う構造物等撤去助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山梨市狭あい道路拡幅整備に関する要綱（平成 24 年山梨市告示第 81 号。以下「整備要綱」という。）による事業において、構造物の撤去に必要な経費に対して助成金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、整備要綱第 2 条で定める用語の例による。

(助成対象者)

第 3 条 この助成の対象者は、整備要綱に定める建築主（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象経費等)

第 4 条 助成の対象となる経費は、道路拡幅対象用地にある道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある構造物等で申請者が撤去に要する経費の一部とし、事業における助成の対象となる構造物等の内容及び算出単位等はおおむね別表に定めるものとする。

2 助成対象経費の算出は、市長が行うものとする。

(助成金の交付の申請)

第 5 条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第 6 条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査するとともに現地の調査を行い、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更交付の申請)

第 7 条 申請者は、助成金の変更交付を受けようとするときは、助成金変更交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

(助成金の変更交付決定)

第 8 条 市長は、助成金の変更交付の申請があったときは、その内容を審査するとともに現地の調査を行い、助成金の変更交付を決定したときは、助成対象経費を改めて算出し、助成金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、助成金対象事業が完了したときは助成金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(1) 事業着手前及び事業完了後の写真

(2) その他市長が必要と認めるもの

(現地検査)

第 10 条 市長は、助成金実績報告書の提出を受けたときは、速やかに現地検査を行う

ものとする。

(是正のための措置)

第 11 条 市長は、前条の現地検査を行ったときに、第 6 条の内容と相違があると認めるときは、期限を付して手直しを命ずるものとする。

(助成金の請求)

第 12 条 申請者は、助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書(様式第 6 号)を市長へ提出しなければならない。

(交付決定等の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、申請者が整備要綱第 17 条に規定する協議申請書に反する行為をしたとき、又は道路後退用地の寄附を中止したときは、補助金の交付の決定(変更の交付の決定を含む。)の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定により交付の決定を取り消された補助金の返還については、山梨市補助金等交付規則第 11 条の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象項目	内容	算出単位等
フェンス	道路拡幅対象用地内にあるフェンスを撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/m
石積	道路拡幅対象用地内にある石積を撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/m
ブロック塀	道路拡幅対象用地内にあるブロック塀等を撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/m
生垣	道路拡幅対象用地内にある生垣を撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/m
樹木	道路拡幅対象用地内にある樹木を撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/本
コンクリート擁壁類	道路拡幅対象用地内にあるコンクリート擁壁類を撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/m ³
土間コンクリート	道路拡幅対象用地内にある土間コンクリートを撤去し、道路の拡幅整備に支障のない形態とする費用	円/m ³